

家庭ごみの正しい出し方

ごみは必ず収集日の朝8時30分までに出示しましょう

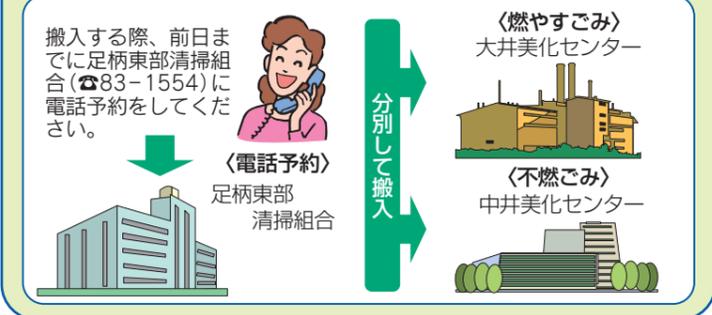
「収集日がちがう」「分別がされていない」など、ごみ出しルールが守られていないものには、違反シールを貼り、ごみ収集場所においていきます。自分の出したものに違反シールが貼られていたら、速やかに持ち帰り、正しく分別して、次の収集日に出しなおしてください。

●下記品目はあくまで代表例ですので、下記品目以外の物はそれぞれの決められた日に出してください。

見やすいように貼っておきましょう!!

燃やすごみ	必ず町指定ごみ袋に入れてごみ収集場所に出してください。 一辺が30cm程度より大きい物は「粗大ごみ」に出してください。 マークの付いていないプラスチック製品は燃やすごみ マークの付いているプラスチック製品は資源ごみ	●生ごみ 十分水切りをしてください。できるだけコンポスト等を使用し、自家処理をしてください。 ●剪定枝等(直径5cm未満) 長さ30cm程度に切って町指定ごみ袋に入れて出してください。 ●革製品 金属は取り除いてください。 ●はんてん等の綿入りのもの及び厚手の衣類 必ず一辺30cm程度に切ってください。 ●ホース 長いものは、必ず30cm程度に切ってください。
	水でゆすぎ中身を取り除いて、袋に入れてごみ収集場所に出してください。	●飲料用カン、缶詰のカンなど スプレー缶、カセットボンベ、ペンキ缶、一斗缶など左記以外のカンは中身を取り除いてから「不燃ごみ」として出してください。
資源ごみ	キャップをはずし、水でゆすぎ中身を取り除き袋に入れなくて色別に分けてコンテナに入れてください。	●空きビン 3色に分けてコンテナに入れてください。 無色透明 茶色 その他 農薬ビン・特殊薬品が入っていたビンや生きビン(ビール、ジュース等)は、購入先に相談してください。薄い色のついたビンは、それぞれの色に分けてコンテナに入れてください。白濁色の化粧品のビン等は「無色透明」のコンテナに入れてください。
	★資源ごみは、右記の分類ごとにそれぞれ違う処理施設に搬出するため、必ず個別に分けて出してください。	●プラスチック製容器包装の出し方 ●食品等の付いている物はよく洗うか拭いて、乾かしてからまとめて中身の見える透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ●汚れの取れない物や容器包装以外のプラスチックは、燃やすごみ(30cm以上のものは粗大ごみ)に出してください。 ●プラスチックマークが印字されているものは全て対象です。
不燃ごみ	プラスチック製品(バケツなど)は30cm程度にして「燃やすごみ」に出してください。 ●細かいもの、割れたもの、ガラス食器などは、半透明の中身の見える袋に入れて出してください。 ●傘は、布を取ってから出してください。取った布は燃やすごみとして出してください。 ●一辺が50cm以上の物は「粗大ごみ」に出してください。	●新聞紙 ※ヒモ等(ガムテープ不可)で束ねて出してください。 ●雑誌類 ●古本・その他紙製容器包装 ●その他の紙類 ※ヒモ等(ガムテープ不可)で束ねて出してください。 ●段ボール ※ヒモ等(ガムテープ不可)で束ねて出してください。 ●牛乳パック ※中が銀色のものは燃やすごみへ。 ●ペットボトル ※キャップとラベルは、取り外してプラスチック製容器包装に出してください。 ●古布類・衣類、布類 ※はんてん等の綿入りのもの及び厚手の衣類は、資源化できないので燃やすごみと混ぜて出してください。
	プラスチック製品(バケツなど)は30cm程度にして「燃やすごみ」に出してください。	●小型家電製品 コードは切って不燃ごみに出してください。 ●飲料用カン及び缶詰のカン オイル、ペンキがついている場合は必ず取り除いてください。 ●なべ、やかん、フライパン ●ガラス食器 割れたものは半透明の袋に入れてください。ビンの目に出さないよう注意してください。 ●陶器類 アスベストが含まれているものは、別に分けて出してください。 ●スプレー缶・カセットボンベ 中身を使い切り、中のガスを完全に抜いてください。ガス抜きキャップが装着してある製品については、キャップを利用して、中身を出し切ってください。 ●有書ごみ ●電球・蛍光灯・水銀式体温計 ●乾電池・充電式電池 ●金属製キャップ、栓 ●古書ごみ
粗大ごみ	●一辺の大きさが30cm以上の燃やすごみ。一辺の大きさが50cm以上の不燃ごみ。 ●戸別収集になりますので、希望される方は、粗大ごみ申込み期間(松田町ごみ収集カレンダー参照)中に環境上下水道課環境係(または、寄出張所)の窓口で申込みをしてください。 ●直接搬入は、足柄東部清掃組合に電話予約(83-1554)してください。 ●一回の申込みで5個までとし、1個につき1,100円(税込み価格)の手数料をいただきます。 ●事前に解体していただく必要があるものもありますので、詳しくは環境上下水道課環境係までお問合せください。	●布団(3枚1組) ●電子レンジ 50cm未満のものは不燃ごみへ。 ●木製家具 スチール製家具 ●自転車 ●ストーブ 燃料は完全に抜き取ってください。50cm未満のものは不燃ごみへ。 ●扇風機 50cm未満のものは不燃ごみへ。
	●正しく分別されていないもの。 ●引っ越し等で一度に多量に出るごみは直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。 ●事業系一般廃棄物(飲食店・商店・会社・工場等の事業活動に伴って出たごみ)は法令に基づき、自ら処分することが義務づけられていますので、直接搬入するか、町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。	●ジュウタン ●ソファー、ベッド・マットレス ※ベッドはスプリングを外し、分解してください。 ●タイヤ、バッテリー ●自動車部品 ●オートバイ ●注射器、注射針 ●農機具 ●浄化槽、浴槽、便器 ●消火器 (株)消火器リサイクル推進センター ☎03-5829-6773 (株)足柄防災 ☎83-9335 ●ポンペ類 ●電線、大量の針金、ワイヤーロープ ●直径5cm以上の剪定枝 ●危険物(農薬、ガソリン等)
収集できないもの	購入先等に相談して処理してください。	

●ごみの直接搬入する際は予約をして
引っ越し、粗大ごみ、庭木の手入れ等でごみが大量に出たときは、足柄東部清掃組合に前日までに電話をして、搬入日、ごみの種類、量などを予約の上、搬入してください。(有料) 10kgまでを1単位として、1単位あたり250円。
予約先 足柄東部清掃組合 ☎83-1554
予約受付・受入時間 平日：9時～10時30分・13時～15時30分
土曜日：9時～10時30分
(第1・第3土曜日のみ。祝祭日は休み)



●特定家庭用機器の処理方法
家電リサイクル法で指定されたテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫(冷凍庫)、衣類乾燥機の処理は
1. 買換えなどの時にお店(販売店)に引き取りを依頼する。
2. 郵便局で家電リサイクル券を購入し、リサイクル券を対象の品物に貼って指定取引場所へ直接搬入する。
◆指定取引場所 西濃運輸(株) 小田原市西大友122-2 ☎36-6931
3. 上記による処分ができない場合は、次の一般廃棄物収集運搬許可業者に指定取引場所までの運搬を依頼してください。料金については、各業者に直接お問い合わせください。
◆一般廃棄物収集運搬許可業者
(有)松田衛生社 松田町松田惣領292 ☎82-0511
(有)新生実業(有) 松田町松田庶子2 ☎83-6888
(有)櫻井商事(有) 松田町松田惣領1394-1 ☎82-0912

●パソコンの処理方法 (ノートパソコン・デスクトップパソコン・液晶ディスプレイ)
1. パソコンが不用になった場合、パソコン3R推進協会または各メーカーに処理を依頼してください。
2. 指定の方法で回収再資源化料金を支払ってください。
3. パソコンを箱などで梱包し、メーカーから送られてきた受付伝票を貼ってください。
4. 最寄りの郵便局へ戸口回収を依頼するか、直接メーカーに持ち込んでください。
★ブラウン管モニターはパソコン3R推進協会へ処理を依頼してください。
※なお、パソコンを処分する際には、ハードディスク内のデータ消去を行うなどの対策をお勧めします。
◆問合せ 一般社団法人 パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

●ご協力ください!
PTA・リサイクル活動団体等が古紙、ビン、カン等の資源回収活動を行っています。
●ご利用ください!
ごみ等減量リサイクル機械購入費助成制度
●電動式生ごみ処理機 《助成額》購入価格の50%、上限額3万円
※上記制度をご利用の方は、環境上下水道課環境係までお問合せください。

●台風等の荒天時はごみを出さないようご協力をお願いします。
松田町では、家庭ごみの不適正排出防止・減量化を目的として出し方や分別方法を簡単に検索できる分別辞典サイトの提供を開始しました。キーワード検索欄に捨て方の分からない品名を入力し、対象の「分別区分」「詳細」を押すとごみの分別方法を検索できます。分別に迷った際に、ぜひご活用ください。
<http://www.gomisaku.jp/0041/#gomisaku-keyword>